

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)	別紙	項目名	質問内容	市回答
1	事業契約書 (案)	5	1		1条	1項	(50)		不可抗力	不可抗力の定義に、「流行性疾患、病害虫、第三者の行為」を追加頂けませんでしょうか。流行性疾患については、例えばインフルエンザ流行による休校等で給食が実施できない事態が考えられると存じます。	原案のとおりとします。なお、インフルエンザ流行による休校等については、適切な固定費及び変動費を設定することで対処ください。
2	事業契約書 (案)	11	2		13条	4項 6項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
3	事業契約書 (案)	13	2		15条	3項 4項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
4	事業契約書 (案)	13	2		15条	3項				「かい怠」は、「懈怠（けたい）」ではないでしょうか。	同一の用語として用いております。
5	事業契約書 (案)	13	2		15条	4項				「かい怠」は、「懈怠（けたい）」ではないでしょうか。	事業契約書（案）に関する第2回質問回答No.4を参照してください。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)	別紙	項目名	質問内容	市回答
6	事業契約書 (案)	15	4		18条	4項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
7	事業契約書 (案)	20	4		31条	3項			費用	「損害、損失又は費用」について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
8	事業契約書 (案)	21	4		33条	1項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
9	事業契約書 (案)	22	4		35条	1項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。

事業契約書（案）に関する第2回質問に対する回答

【館林市立学校給食センター整備運営事業】

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)	別紙	項目名	質問内容	市回答
10	事業契約書 (案)	25	6	2	39条	3項			第39条3項 引渡し	本施設の引渡しに係る不動産取得税は非課税と考えておりますが、予算上見込まれておりますでしょうか。	不動産取得税については予算上見込んでいません。
11	事業契約書 (案)	25	6	2	39条	3項			第39条3項 引渡し	「市が本施設の所有権移転の登記～協力するものとする。」との記載がございますが、事業者としましては協力義務（費用負担を意味しているものではない）を規定しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書 (案)	25	6		40条	1項 2項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレークファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとしますが、金融費用については合理的な範囲において協議に応じます。
13	事業契約書 (案)	34	9		58条	3項			修繕・更新	修繕（大規模修繕を除く。）・更新は、市の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして事業者の責任と費用負担で実施されるものとするがありますが、市の帰責事由又は不可抗力としていただけませんでしょうか。片方の要因でも生じうるところ、双方を満たす場合のみ、事業者の責任と費用負担が免れることになるのは責任過多です。	市の帰責事由の場合及び不可抗力の場合の双方を除く、という趣旨です。
14	事業契約書 (案)	35	9		61条	2項			遅延損害金	市が事業者に支払う遅延損害金の年率2.9%の根拠もしくは参照されているものをご教示ください。	事業契約書（案）公表時における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率です。なお、契約締結時における年率に修正することとし、調印時に修正します。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)	別紙	項目名	質問内容	市回答
15	事業契約書 (案)	36	9		62条	1項			追加的な費用	「損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む）」の追加的な費用について、「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。
16	事業契約書 (案)	36	9		62条				法令変更、不可抗力	法定変更又は不可抗力事由の発生により事業者が市に対して、本契約に基づく事業者の義務が履行できなくなった旨通知した場合、通知を発した日以降、履行期日における履行義務を免除される記載を追記下さい。	原案のとおりとします。なお、法令変更又は不可抗力事由の発生により履行不能となれば、事業契約のほか、民法の規定に従って対応することになります。
17	事業契約書 (案)	36	9		64条	1項	(1)		合格部分	合格部分の対象として市から事業者に対して支払われる対価には、当該時点において事業者が既に負担している設計業務、工事監理業務に係る費用、開業準備及び引渡業務に係る費用、工事中金利、融資手数料、設計・建設期間中の保険料・諸経費等の費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者において合理的な額を客観的資料により立証して頂く必要があります。
18	事業契約書 (案)	37	9		64条	1項			解除時の支払	契約解除時に、事業者に所有権が帰属していない部分は、買取の対象となっておりませんが、契約解除が明らかになった後に、工事請負先の建設業者から、事業者にも所有権を移す手続きを行うことは認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)	別紙	項目名	質問内容	市回答
19	事業契約書 (案)	37	9		64条	1項			原状回復の負担	市は必要と認めたときに本施設を最小限度破壊することができるかと記載がありますが、原状回復の費用負担は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	原状回復に直接要する費用については、事業者の負担とします。
20	事業契約書 (案)	37	9		64条	1項			原状回復の負担	事業用地の更地化若しくは原状回復について、社会通念上合理的であると市が判断したときはとありますが、社会通念上合理的とはどのような場合を想定されておりますでしょうか。	例えば、事業者帰責事由により解除された場合において、出来形が市の利用に耐えないときが該当します。なお、具体的状況により個別に判断されます。
21	事業契約書 (案)	38	9		65条	4項			未払いの施設整備費	未払いの施設整備費は別紙11に定めるところに従い支払う（四半期毎の分割払い）とありますが、このような事態となった場合、事業者は融資契約上の期限の利益喪失となり、一括弁済を求められるため、未払いの施設整備費については、一括払いの選択肢を追加いただけませんか。通常、このような事態の場合、公共からの支払い方法は一括又は分割払いと記載しているのが通例です。	未払いの施設整備費について、原因問わず一括払いを予定していません。原案のとおりとします。
22	事業契約書 (案)	39	9		66条	4項			損害額	市の帰責により契約解除がなされた場合、事業者が被った損害額を支払うとありますが、その損害額に「事業者が金融機関等からの資金調達に関連して支払うべき費用で、利息、遅延損害金及びブレイクファンディングコストを含むがこれに限られない」という例示の追記をお願い致します。	原案のとおりとします。

No.	書類名	頁	章	節	条	項	(1)		別紙	項目名	質問内容	市回答
23	事業契約書 (案)	40	10		72条					担保設定	金融機関がプロジェクトファイナンスにて融資を行う場合、事業者が有する事業契約上の権利及び事業契約上の地位譲渡予約に対する貸付人の担保設定及び対抗要件具備が前提と存じます。事前に市からのご承諾を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	事前の承諾について、市は事業者に対しては、合理的な理由無く拒否しません。
24	事業契約書 (案)	42	10		82条					要求水準書	要求水準書の変更は事業者の事業の実施において極めて重要であり、変更に関しては事業者の承諾が必要となるよう規定を変更して頂きたく存じます。また、この場合に事業者に生じた増加費用（通常生じる以外の費用）は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本規定は、2項5号に該当する場合を除き、事業者に増加費用を生じさせる必要がない場合を想定しています。
25	事業契約書 (案)	63							別紙 11	割賦金利の基準金利	「基準金利（6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR）」との記載がございますが、当該基準金利がマイナス金利の場合は、基準金利は0%とする旨を記載していただけないでしょうか。	入札説明書に関する第2回質問回答No.3を参照してください。
26	事業契約書 (案)	63							別紙 11	割賦金利の基準金利	6ヶ月LIBORベース15年物円-円金利スワップレート（TSR）を基準金利とすることになっておりますが、当該基準金利がマイナス金利の場合は、基準金利は0%とする旨を追記下さい。	入札説明書に関する第2回質問回答No.3を参照してください。
27	事業契約書 (案)	63							別紙 11	基準金利	日銀が導入したマイナス金利の影響で、昨今のマーケット市場では長期金利がマイナスとなる状況になっています。本事業における基準金利がマイナスとなった場合を想定し、基準金利の下限を0%とする等、貴市と協議が可能かお聞かせ下さい。	入札説明書に関する第2回質問回答No.3を参照してください。